

## 6、 介護予防ケアマネジメント

### 1 概要

地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けてサービスの利用、介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるように支援するものです。

利用者区分	サービスの利用パターン例		ケアマネジメント
事業対象者	総合事業（訪問介護）のみ		介護予防ケアマネジメント（介護予防支援計画）
	総合事業（通所介護）のみ		
	総合事業（訪問介護と通所介護）		
要支援1	給付のみ		介護予防支援（介護予防サービス計画）
	給付 +	総合事業（訪問介護）	
		総合事業（通所介護）	
総合事業（訪問介護と通所介護）		介護予防ケアマネジメント（介護予防支援計画）	
要支援2	給付のみ		介護予防支援（介護予防サービス計画）
	給付 +	総合事業（訪問介護）	
		総合事業（通所介護）	
総合事業（訪問介護と通所介護）		介護予防ケアマネジメント（介護予防支援計画）	

- 【ポイント】
- 1、移行は更新申請の方から行うため、上記区分については更新時からの取り扱いとなります。  
また、窓口で基本チェックリストにより事業対象者とされた場合も上記区分になります。
  - 2、更新申請を行っていない方は、従来の介護予防支援を継続していきます。

## 2 実施主体

利用者本人が居住する地域包括支援センターにおいて実施します。

なお、従来の介護予防支援と同様に、介護予防ケアマネジメントについても指定居宅介護支援事業所に引き続き委託をします。

※平成28年3月については、変更契約を締結します。

- 1) 要支援1・2
- 2) 要支援の認定有効期間終了後に更新申請せずチェックリストで事業対象者となった場合
- 3) 窓口で認定申請は必要なく、基本チェックリストで事業対象者とされた場合

## 3 類型

国からは3類型示されていますが、うるま市ではケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）を実施します。

※ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）は、現行の予防給付に対する介護予防支援と同様の流れ、様式になります。

## 4 報酬

介護予防支援と同様の430単位、初回加算300単位となります。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託料は4000円、初回加算3000円となります。

## 5 介護予防ケアマネジメントの届出の有無

区分	居宅サービス計画作成依頼届出書	介護予防サービス計画作成・介護予防マネジメント依頼届出書		理由
		□介護予防サービス計画作成届出書	□介護予防ケアマネジメント依頼届出書	
要介護から要支援1・2の認定になった場合	×不要	○必要	×不要	居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ実施者を変更することになるため
要介護から事業対象者になった場合	×不要	×不要	○必要	居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへケアマネジメントの実施者を変更することとなるため
要支援1・2から事業対象者になった場合	×不要	×不要	○必要	指定介護予防支援から介護予防マネジメントへ移行することとなるため
要支援の認定を受けているが、届出が出されてなく、事業対象者になった場合	×不要	×不要	○必要	介護予防ケアマネジメント依頼届け出によりサービス事業対象者として登録するため

注意1：移行時期においては、更新申請後に新たな様式での届出を行います。

注意2：予防給付または総合事業から介護給付に移行した場合、または要支援者、事業対象者から要介護者に移行した場合等は、現行どおり「居宅サービス計画作成依頼届出書」が必要になります。

## 6 今回の変更の際しての行うことおよび注意点

- 1) 平成 28 年 2 月切れの方より移行していくこととなりますが、利用者へは以下の確認、伝達をお願いします。
  - ① 予防給付を利用する場合は介護認定が必要となるため、更新申請（認定窓口）への案内  
※現在、予防給付の利用がなくても今後、必要な場合や状態の変化等要介護を見込んだ状態にある場合も含む
  - ② 総合事業（通所介護相当サービス、訪問介護相当サービス）のみを利用する場合は、基本チェックリストを記載し、持参の上、地域包括支援センター窓口へ案内  
※原則、ご本人およびご家族での申請になります。
  - ③ 上記①②の際には、地域包括支援センターとの契約を全員行います。本人またはご家族の来庁をお願いします。
- 2) 平成 28 年 2 月切れの方からのプランにおいて、介護予防通所介護や介護予防訪問介護は、通所型サービス（Ⅰ・Ⅱ）、訪問型サービス（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）と変わりますので、プランのサービス種別の記載、提供票の作成の際はご注意ください。  
※別紙参照  
※提供票については、うるま市ホームページへ掲載を予定しています
- 3) 事業対象者の評価の際には基本チェックリストの確認を行い、評価表と合わせて地域包括支援センターへ提出してください。
- 4) 通所型サービスおよび訪問型サービスはみなし指定をうけた事業所のみになります。  
※沖縄県高齢福祉課ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/kaisei/1/jigyousyoitirann.html>
- 5) サービス提供事業所からの実績報告書が平成 28 年 3 月実績より総合事業利用者はコードおよびサービス名が変更されています。必ずご確認の上、地域包括支援センターに提出してください。
- 6) 委託料の請求に関しては、介護予防支援と介護予防マネジメントを分けて請求してください。  
※別添請求書参照